

○みやこ町築城基地周辺騒音激甚地区集会所等電気料補助金交付要綱

令和4年7月1日

告示第45号

(趣旨)

第1条 この要綱は、航空自衛隊築城基地の運用により生ずる騒音が特に著しい地区における当該騒音による生活上の障害を緩和し、民生の安定及び福祉の向上を図るため、該当地区内の集会所等に対し電気料金の一部を補助することに関し、みやこ町補助金等交付規則（平成18年みやこ町規則第43号。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象地区)

第2条 補助金の交付の対象となる地区は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第4条に規定する第1種区域のうち、昭和55年12月26日付け防衛施設庁告示第25号による加重等価継続感覚騒音レベルが80以上の区域を有する行政区（皆見、綾野、下原、吉岡、徳永、光富、上坂、上原、布引、台ヶ下、西区、台ヶ原、錦ヶ丘上、国分）とする。

(補助金の対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、前条に規定する地区に所在する集会所及び学習等供用施設の電気料金とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、実際に支払った額とし、1地区当たり5万円を上限とする。ただし、加重等価継続感覚騒音レベルが90以上の区域を有する地区は、本文に規定する額に5万円を加算した額を上限とする。

2 前項の場合において、1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第5条 補助対象の期間は、毎年1月1日から12月31日までの間とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする区長は、毎年1月31日までにみやこ町築城基地周辺騒音激甚地区集会所等電気料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、電気料金の領収書の写しを添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付の申請を受理したときは、速やかに審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付の可否を決定したときは、みやこ町築城基地周辺騒音激甚地区集会所等電気料補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の規定による交付決定後、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた地区が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

- (1) 虚偽の交付申請をしたとき。
- (2) 交付目的に違反したとき。
- (3) その他町長が不相当と認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(令和4年度の補助対象期間の特例)

2 第5条の規定にかかわらず、令和4年度の補助対象の期間は、令和4年7月1日から同年12月31日までの間とする。この場合における第6条の規定の適用については、「毎年1月31日まで」とあるのは、「令和5年1月31日まで」とする。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

みやこ町長 様

申請地区

区 長 名

㊟

電話番号

みやこ町築城基地周辺騒音激甚地区集会所等電気料補助金交付申請書兼請求書

みやこ町築城基地周辺騒音激甚地区集会所等電気料補助金を次のとおり申請します。
また、交付決定後、補助金を次の口座に振り込むよう請求します。

（申請額等）

| | |
|--------------|---|
| 電気料金として支払った額 | 円 |
| 交付申請額及び請求額 | 円 |

（振込先口座）

| | |
|-------|--------------------|
| 金融機関名 | |
| 支店名 | |
| 科目 | 1 普通 2 当座 |
| 口座番号 | |
| フリガナ | |
| 口座名義 | |

※振込先口座は地区の代表口座です。個人名義の口座には振り込むことはできません。

※電気料金の領収書の写しを添付してください。

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

みやこ町長 印

みやこ町築城基地周辺騒音激甚地区集会所等電気料補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあったみやこ町築城基地周辺騒音激甚地区集会所等電気料補助金について、次のとおり交付が決定しましたので通知します。

（ 年 月 日付けで申請のあったみやこ町築城基地周辺騒音激甚地区集会所等電気料補助金について、交付しないこととなったので通知します。）

（交付決定）

| | |
|------------|---|
| 交付申請額及び請求額 | 円 |
| 交 付 決 定 額 | 円 |

（不交付の理由）